

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 8 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年 5 月 25 日
至 令和 2 年 5 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 8 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 5 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○	○	総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第 17号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
日程 4 報告第 18号 農用地等のあっせん結果
日程 5 議案第 97号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 6 議案第 98号 農地法第 3 条の規定による許可申請
日程 7 議案第 99号 農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）
日程 8 議案第100号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 9 議案第101号 現況証明願い

開会 午後 1 時25分

議長 これより第28回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
3番 酒井委員、8番 照井委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
4月24日、5月12日、「●●●申出に係るあっせん委員会」を現地及び役場で開催され、照井委員、酒井委員、峯田委員、事務局が出席しております。
のちほど、調査委員より報告を願います。
5月13日、「●●●氏、●●●氏、●●●及び●●●氏申出地に係る現況調査」を現地及び役場で開催され、松本委員、石田委員、對木委員、事務局が出席しております。のちほど、調査委員より報告を願います。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。

令和2年5月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
号別2 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
次のページをお開き下さい。

先日、相続人であります●●●様、●●●様より相続の届け出がありましたので、対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、対象農地の一部は下和天別の●●●様、茶路松川の農地につきましては、●●●様、●●●様、●●●様と賃貸借契約をしております。

以上、報告第17号の説明とさせていただきます。

議長 報告第17号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第17号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 報告第18号「農用地等のあっせん結果」についてを議題といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則10条の規定より関わりがありますが、職務代理者である照井委員が報告者でありますので、このまま議事進行のみ務めさせていただきたいと思ますが、よろしいでしょうか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
ただし、●●●におかれましては、恐れ入りますが、一度退席していただきたく存じます。
暫時休憩いたします。

《●●●退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 報告第18号「農用地等のあっせん結果」
令和2年4月24日開催の第27回総会において付託となった農用地等のあっせんについて、あっせん委員会を開きあっせんしたので、次のとおり報告する。

令和2年5月25日提出
白糖町農業委員会 会長 林 善幸 様
あっせん委員会 委員長 照井 明
記
あっせん調書から抜粋した内容になります。
次のページをおめくり願います。

号別1から号別4までになります。申出者は●●●様と●●●になります。成立内容は賃貸借であります。

号別1は、●●●様と●●●になります。

合計面積●●●賃貸借価格は●●●であっせん成立となっております。

す。

次に、号別2につきましたは、●●●と●●●合計面積●●●賃貸借価格は●●●であっせん成立となっております。

次に、号別3につきましたは、●●●様と●●●様。合計面積●●●賃貸借価格は●●●であっせん成立となっております。

次に、号別4につきましたは、●●●と●●●様。●●●賃貸借価格は●●●であっせん成立となっております。

以上、報告第18号の説明とさせていただきます。

議 長

ここで、あっせん委員より経過報告を求めます。
照井委員、お願いいたします。

照井委員

8番 照井です。

報告第18号、●●●申し出地のあっせんの経過についてご報告いたします。

令和2年4月24日、第27回総会終了後、第1回あっせん委員会を開催しましたので、先ずはその内容について報告いたします。

あっせん希望者の取りまとめ対象地域については、対象地域を和天別沢全域および一部茶路沢、さらに釧路市音別町として、あっせん候補者名簿登載者より20名の登載者を選定し、取りまとめ期日を5月8日までとすることで決定いたしました。

また、第2回あっせん委員会を5月15日開催とすることとして、第1回あっせん委員会を終了しておりますが、その後、日程調整の必要性が発生したため、15日から12日に変更となりました。

第2回目のあっせん委員会では3名の農業委員及び事務局職員で現地確認を実施しております。

現地確認後は、役場会議室にて土地の査定とともにあっせん候補者の選定をとりおこなったところです。

希望者は2名で、希望団地につきましたは、●●●が全団地希望。●●●様におかれましては、音別町の境界付近の●●●を希望されました。

あっせん申出者であります、●●●さんからの聞き取りは、あっせん委員に一任されたことから、委員査定価格をもって了承していただきました。

その後、第一候補者であります●●●には全団地を希望されましたが、委員会において土地の利活用を考慮したとき、●●●の希望者に大秋地区を割り当てるのが最善との判断から、●●●を除いた、●●●と●●●をあっせん地として提示し、承知いただき、あっせん価格についても委員会査定額をもって承諾を得ることができました。

次に、●●●さんに希望価格を尋ねましたが、委員会一任となったことから、委員会査定額を伝え、これも承諾。

最後に、このことを●●●さんに伝え、最終的な確認をもってあっせんを終了いたしました。

以上のとおり、号別1から4につきましたは、本あっせんが成立したことをご報告します。

議 長

照井委員ありがとうございます。
報告第18号の質疑をお受けいたします。

中河委員 5番、中河です。最初に伺いたいのは、●●●さんと●●●に振り分けたのは、あっせんしたのは委員会の中で話し合われて決めたということですが、それに間違いありませんか。

照井委員 はい、そうです。

中河委員 そのように振り分けた理由ですね、どのような理由で二つに振り分けたのか、お伺いたします。

照井委員 これからのことを考えると、あの地区でこれから借りたり、買いたい人がいないと聞いていましたので、できればその方がいいのかという判断をしました。それで、●●●がもしだめだという場合は、全地を与えるように考えておりました。以上です。

中河委員 これからのことを考えてということ、いまお話をされたわけですが、これからのことを考えるのであれば、大変申し訳ないのですが、全地●●●●ではないかなと、私は考えます。皆さんご存じのとおり、いま●●●いう●●●が、あそこで●●●という搾乳をしようとしている。その中で、餌の供給を考えると、まだまだ不足しているという現状にあります。それを考えてさらにそれを振り分けた方がいいという結論に達したのか、また●●●のこれからのことを、●●●ということは白糠の農業ですから、それを加味したのかどうかをお伺いたします。

照井委員 これから先のことは私には想像しかできないのですが、できればなるべく土地はまとまって仕事をした方がしやすいのではないかと。それが●●●●を助けるためにもなるのかなと考えております。というのは、いま大規模な土地を持つとなれば大型機械になります。そうなれば、作業をしやすいということは経費もかかりません。それを考えたらなるべくこれからの先のことを考えると、農家はこれから減るだろうと、それからそのようなところに求めていった方がいいのではと考えています。以上です。

中河委員 いま、照井委員が言われたのは、これから減るだろうという予測ですが、僕が話しているのは現実です。●●●というのは現実に走り始めている。宿舎も建てて、本牛舎をつくって、来年から本格的に搾乳を始めようという状況にあるわけです。それを考慮したかどうか。これからのことを考えるとそんなところを無理しなくても、ほかのところへすればいいのではないかと聞こえたものですから。白糠の農業のことを考えると、グローバル化という規模がもっと広い地域のことを考えれば、そうかもしれないが、●●●さんがどれくらいの経営をして将来必要なのかどうかは僕はわかりません。ただ、白糠の農業を考えると●●●は確実に必要だということ。●●●希望もしているわけですから、やはり第一ということであれば、やはり今回のあっせんについては少し疑義があるというか、おかしいかなと思います。

将来的なことを考えるという、委員の方3人でお考えになったのでしようが、そのビジョンというのは、どの時点になったら●●●の方に畑が割り振られるか●●●が、いまこれからやっていく上において、現状であ

っせんされた方は、●●●が足りるというか、十分だというふうにお考えなのかどうか、お伺いいたします。

照井委員　　すいませんけども、●●●という規模がどれくらい大きくなるという情報は私たちには全面的に入ってきているわけではありません。本当は調べるべきであろうとけれども、いままでも私、農地いろいろなことをやってきたけれども、その個人の経営に対してまで、中身まで全部を調べた経験はありません。だけでも全体像をみれば大体のことは検討つきました。特に和天別地区は私たちの住んで経営してところであります。それは大体どういう状況かはわかります。それで、もし、そのような話があったら全面的に、そのように応援してくれと話が農業委員会に出れば、もう少し違う考えになったかもしれないけれども、任された以上は私たちの考えで、私たちというか選ばれた委員で決めてもいいのかなと、いままでどおり私はやりました。

中河委員　　結局ですね、●●●が必要であるということで、手を挙げていたわけです。それを委員会が振り分けたわけですから、その辺の解釈。そこをどのように考えたかが大きいと思うのですよ。私としては納得できないので、考えなければいけないかなと思います。以上です。

議　　長　　非常に大事なことなので、今後のあっせんにも関わってくることで、みなさんの意見も聞かせていただきましたと思いますので、お願いします。

對木委員　　2番、對木です。端的に確認したいと思うのですが、今回、いろいろと中河委員が言われたわけですが、自分もそのような考えがあります。ただ、確認したいのは、今回の委員長をはじめ3名の委員の方々総意の上での今回の方向ということでしょうか。

照井委員　　はい、そういうことです。納得してみんなで決めました。

石田委員　　後のこと、先のこと、将来ことと照井委員長おっしゃっているけれども、大事なことはいまなんだよね。現在の状況をどう判断するのか。確かに我々は三人の委員の人にあっせんを一任した。でも、やり方と進め方によっては、やはり総会という場所だから、ここでいろいろと議論があっている。

農業委員の一番基本的なことは何かといたら、限られた地域の農地をいかに限られた農家、あるいは団体、法人が活用するかなんだよ、いま。将来どうなるかは、また別問題。その辺を三人の委員の人方で、どのように協議をされたのか。その辺を先ずは聞いておきたいと思います。

照井委員　　一応、総意ということでしたけれども、そういう細かい話まではいたしません。私、この前にも●●●さんのときも私が担当しました。その時も●●●全地希望しました。だけでも話をしたら納得していただきましたので、そのように進めた。だからあの土地でも全地ほしいのであればもう少し、今回みたいな騒ぎになるのかな。騒ぎといえばおかしいですけども、意見が出るのかなと思ったのだけれども出なかった。今回も全地希望

されましたけれども、このような話でどうですかと言ったら、●●●の代表は、「それはいいですよ」と言うので、そのよう進めただけです。これがまた違う意見であれば、三人の意見もたぶん変わったと思います。代表者で来ている以上、責任をもってきているからそれはその判断でいいのかなと思っておりました。

石田委員

●●●さんの時と、今回は状況的に変わっている。その辺さ、その時でも●●●はね全地希望しているのだけど、それは叶わなかった。けど今回は、先ほど中河委員が仰るように●●●がいまやっている。こういった規模の状況からみて●●●も全地を希望したと思う。やはり考えてみれば●●●だって、面白半分に希望しているわけではない。将来のことを考えて、●●●というこの取り組みを十分みて、それで手を挙げたと思う。その辺は、●●●さんの時と状況はものすごい違ってきている。その辺は●●●にすると●●●さんの土地の方が近くていいのはわかっている。大秋、馬主来の方までいくと、●●●だって遠いしリスクがある。でも手を挙げて全地を希望しているわけだから、その辺をどう判断したのか。もう一度聞かせて。

照井委員

代表で来ている人にどうですかという話を振ったのですが、それで、是非ともとなれば、また話が変わったと思います。要するに、お互い交渉の場です。その場で話をしたことが、決め手になったことだと私は考えております。以上です。

石田委員

申し訳ないけども、今の説明では説得力に欠ける。そのような判断でこれからあっせん委員の人達があっせんするとすれば、これはおかしいことになっていくような気がする。やはり最初、一番大事なことは委員長。最初、全地で希望したのでしょうか。全地と希望している●●●の意見を委員の人方が、今後のこともあるからと、悪いけれども説得力欠けるよこれは。あっせん委員の方それで納得したかはどうか知らないけれども、我々他の委員にすると今の説明ではどうしても納得できない。

中河委員

今回のことは、先ず第一に白糠の営農している者が手を挙げているかどうかということだと思うのです。●●●の場合は白糠の方。それが結局、白糠の農業のためになるということで、手を挙げて全地を要望した。そこがなければ、釧路市の方でもそれは構わないと思う。現実には庶路のところでは釧路市の方が使っている。その時には白糠の方は手を挙げていないのです。それで、釧路市の方にあっせんしたかたちになっています。今回の場合については白糠の者が手を挙げています。ですから最低そこは第一歩ではないのか。そこが一番最初にあっせんする場合には第一歩ではなかったのかと私は思います。

これから農業がグローバル化ということであれば、あちこちではあると思うのですが、ただ、今回については白糠の者が手を挙げているということで、どうしてそこがそういうかたちになったのか。また、あっせん委員長言われたのですが、●●●の代表がそういうことであつたという話だったのですが、私は直接本人に話を聞きました。多少のずれはあると思いますが、希望したのだけでも、そういうことにと。ちょっとあやふやなところはあつたのですが、どうしてそのようになったのだろうと、

本人も言っていたわけですが、その辺が釈然としない。長くなってごめんなさいね。これが●●●で、最初からこっちだけだとか、いらなくなればあっせんも仕方ないと思うのですが、全地希望するとあつたにもかかわらず、振り分けた。それが、あっせん委員長は当人もそのようにという言い方をしたので、何かその辺が行き違いがあつたのかなというふうに思います。ですから、これあっせん委員会の内容がどうだったのかわかればいいのですが、話し合われた内容は記録されているのですか。

齊藤主幹 端的に記録を取っているので、団地毎の査定価格とか、今回照井委員長がお話しされた内容ですね。そこの部分と団地毎の金額のみですね。詳細のやり取りの部分は、そこまでは議事録のようなかたちをとっておりませんので、委員会記録はあくまでも端的に、コンパクトにまとめた内容となっています。そのため、今回の報告、ほぼこのとおりの内容となっています。

中河委員 先ほど申しましたけれども、●●●の当事者と委員長との両方の話を聞いたわけですが、そこで食い違いが生じている。こういうことはあまりないと思うのですが、その辺どうしてそういうことが生じたのか。要するに大秋の方は、いらないと●●●が言ったわけですか。

照井委員 いらないとといったわけではありません。全地希望されているのですが、●●●さんだけではなく、他も希望者がいますので、もしあれだったら振り分けしてもよろしいでしょうかという話はしました。

したら●●●は「いいですよ」と、こういうふうになりますけれどもどうでしょうか言ったら、いいですよと。地図を見せて、番地を言いまして、こうなりますけれどもどうですかと、それでもいいですよということだったので、進めただけです。それで話が変われば、まだ話も変わったと思うのですが、その代表者との協議で進めてこのようになったというのが結果です。

議長 何かそれならさ、●●●が悪いみたいに聞こえてくるのですが。

照井委員 いやいや、だから代表者として話をしているだけで・・・

議長 一番大事なのはあっせんするときは・・・

《議事進行の制止の助言あり》

やめたほうがいい？

《休憩の声あり》

《これは大事なことから、休憩してしまうと記録が残らないとの発言あり》

司会のみだよな。

失礼しました。

《議長が質問してみてもとの発言する者あり》

いいですか。

あの、私も農業委員を長く経験して、いまはあっせんの担当者にはなっていませんが、自分がやっているときは、2名いたときは、どこを重んじるかを必ず調べてあっせんに入っている。今回は●●●さん。片方は全地

を希望している。片方は大秋のみ。二つに分けた明確な説明をしないと、●●●は今後どのようなようになっていくのか、●●●さんはどのような経営方針でやっているかを調べたのですか。

照井委員　　私は何回も経験をしています、全部の希望者の中身まで全部調べたことは経験ありません。

議　　長　　調べなくてはわからないでしょう。

照井委員　　普通ならそうしなければならないということなのかもしれないけれども、もしこれからやる人がやるのであればそのようにした方がいいです。私はそれができなかつたことだけだと思います。ただ、白糖で農業をやって40年以上経ちます。流れも全部見ています。そうすれば、先はこうなるだとかの考えはある程度持ちます。困っているという話もいろいろと聞かされます。それを考えるとこれから農業をやって行く人は、昔みたいな放牧体系で10頭や20頭でやっている規模ではなく、いまは大型経営がほとんどです。そうなれば大型機械が入ってやることになれば、どのような条件が一番いいのか、私の経営では考えます。それならば、これから●●●が伸びていくと思うのであれば、土地が固まって仕事がやりやすい一番いいのかなという考えは常に思っていました。いつも機械が壊れた、あそこにはまった話はよく聞かされて、途中走っているところを見たら、止まっているのを見たりもしています。それを考えるとなるべくそのようなロスがないのが一番いいのかというのは、前から持っていました。それで●●●がよくこぼしていましたという話も聞かされるものですから、いつも●●●は変なところばかり預けられて大変だとはよく聞かされてきました。だからこれから規模を大きくする気持ちもわかるけれども、やはりやりやすいのが一番いいのかなという考えは持っています。ただ、これは委員の中でこういう話は一切しておりません。みんなで話し合っただけで了承を得られれば、進めすかという話だけで、委員は進めただけの話です。説明不足と言えば、私の人間が、こんな人間なのであまり上手く言えませんが、なかなかみなさんの理解を得るような発言はできないことは思っています。以上です。

中河委員　　●●●の場合は、その土地が悪いことはわかっているはずで、その上で手を挙げている。また、使い勝手が悪いのは委員長が判断するのではなく、●●●が判断するわけですから。そこまで委員長が仰るのであれば、もっと良いところをあっせんしてあげてもいいと思うのです。ただなかなかそういうわけにもならないのです。現況では。もう一つは、●●●の場合は右股の奥まであるのです。距離感を考えると大秋のほうがずっと近い。いまようやく3号線も舗装されて、河原から3キロ行くと現地です。それを考えると丁度直線的に考えると二つ、河原まで、それと茶路まで来たら右股かもしくは縫別よりもおそらく近いと思うのです。機械の大型化ということで、どうのこうのと仰っていましたが、他にもたくさんあります●●●さん使われているところは。その中でも工夫をしながらいまやっているわけですからこれが白糖の農業を支えていくことも、うちの委員会だと思っております。ですから、白糖の生産を上げるためにはどうしたら一番いいのかということのを第一に考えて行かな

ければならない。そうしたときにどうなのかと思います。ですから私はこの件については、大変申し訳ないのですが、このあっせんは無理があるのではないかと感じます。

石田委員

委員長も他の二人の委員の方も一番大事なことになる？

いま、照井委員は要するに大秋の●●●さんの土地の条件のことをいっぱい喋っているのだけど、我々農業委員というのは、みんな茶路沢はどうか、庶路沢はどうか、町内の農地をほとんど隅から隅までとは言わないけど、大方把握している。そして我々の身分というのは白糠町から選ばれている。そうでしょう。釧路市から選んでいるのではない。時とその状況によっては、釧路市のことも隣の鶴居のことも把握はしなければならぬ。参考にしなければならぬ。でも一番大事なことは、我々白糠から選ばれている。白糠の農家あるいは役場から有識者として選ばれている。その人方が今のような理由で、いわゆる釧路市の、私も勘違いをしていた。あの大秋の和天別の●●●さんのすぐ向かいのそこにいる●●●さんだと思ったら、ずっと外れの●●●の本流にいる●●●さんと聞いてびっくりした。なんでそういうあっせんのしかたになるのだ。やはり基本から考えが違ふのかなと思う。我々は農業の限られた農地を先ほど言ったけれども、いかに有効活用して農業の活性化に繋げていくかというのが我々に与えられた仕事。それが条件が悪いから、それも大型機械が入るのにいろいろと委員長が配慮してのことだと言っているけれども、それは農業委員が考える話ではない。●●●という手を挙げた●●●が考えること。そう思わない？。手を挙げているのだから。例えば百歩譲って、●●●さんが全地と言ったのなら、これは両成敗で半分ずつにしようという理由も成り立つと思う。だけど片方は●●●さんがどのような方かは知らないけれども、音別に近いところでしょう手を挙げたのは。●●●は両方、全地と言っているわけだからこれをやはり評価しないという手はなかったのでは。その辺の考え方がもう少し説得ある説明をして。

我々は総会だから、最初から反対ではない。事の成り行きを聞いて、それで納得をすれば賛成する。納得できないのであれば、ちょっと待ったと。会議というものはそういうもの。私も農業委員、結構長くやっていますが、いろいろな経験をしている。過去にもあった。でもこんなのは初めてだ。これからあっせんする人たちは、このようなことがないようにいろいろと配慮して、先ほど話したが、これからはこれから。やはりいまこのことに対して、みんなどう判断するか。危険なんだよこれ。こういうことがまかり通ったら危険。だからみんな恐らく、このような意見を出していると思うよ。その辺についてあっせん委員長はどう考えている。

照井委員

このように議論することはすごくいいと思っています。将来よりもいまだと言うのも、いまみなさんが考えているのであればそれが本当であろうと思っています。でも私が担当していまを考えていないのかと言われるればそうではなく、今を考えればみんなの現状を考えて地域の人からいろいろな話を聞くとどうしてもそのような話も聞かされているから、「いや～よくあそこ離してくれたな」と人もいるし、なんで全地をよこさなかったとい人もいるし、それぞれ全部まとまって同じ意見ということは私は聞かされている以上思わなかったです。いまの現状、周りで言われているので、あとはみんな判断するしかないと思っています。

對木委員　　いまそれぞれご意見、自分もどちらかと言えばやはり石田委員、中河委員と同じように現状を考えるとやはり●●●でなかったかなという気がします。ただですね、これ休憩したほうがいいかわかりませんが・・・

　　言いたいことは、現状はもう動いているのでしょうか？。まだ、我慢して今日の総会後にということではなく、現状農地がもう動いているのであれば、いまここで、反対という手を挙げてもいいけれども、それ以上に前向きというか、別な方向から考えた方が、これがね期間がまだわかりませんが、今回については、それぞれの借主が肥料を播いたりデントコーン播いたりしていると自分は判断しているのですが、まだ？

議　　長　　●●●がストップかけています。総会終了まで待ってくれと待機しています。●●●さんはたぶん手を付けていると思う。

對木委員　　だからそういう本当の現実があるわけだから。それを踏まえた中のいろいろ進めたらいいと思います。

石田委員　　●●●は今日の総会の状況を判断して対応すると、そして●●●さんはもう肥料を播いたのか、何をしたのかわからないけれども、そういう対応をしているということなのか。それ自体変ではないのか。そんなことありなの。

中河委員　　いま言われたことが本当であるのであれば、農業委員会の総会なんか必要ないか必要ないじゃないですか。あっせん委員会だけあれば。それだけですべてが決まるのであったことになるのか。その作業を進めているのであればですよ。その辺どういう扱いになっているの。

議　　長　　聞いた話ですが、●●●さんから●●●に早く肥料を播いてくださいと連絡があったそうなんです。●●●さんは早くデントコーンを播いているし、早く使ってくれという電話が来たけど、どうなんだと。ちょっと待てと俺は言ったから、その事実がわかっただけで。

中河委員　　現実にはもう作業をされているのか。

議　　長　　みたいです。

中河委員　　きちんとした取り決めの中で、やはり結論が出てから当然それはすべきであるし、ちょっとこれはどうなるのであろう。大変申し訳ないのですが、益々どうなのかなと感じてきます。以上です。

石田委員　　いまの林会長の話では、●●●さんから●●●さんは肥料を播いたり、そういう状況だから●●●も使ってくれと、こんなのは3条でやれば自分たちお互い合意の上でやれば、それは通る。そう思わない？。なにか勘違いしているのでは、ここまで疑りたくないけれどもあっせん委員会前に事前に●●●さんと●●●さんと何か話し合いでもできていたのでは。そんなふうに疑りたくないけれども、いまの話を聞くとそのように推測をせざるを得ない。どうなのその辺。

議長 3人あっせん委員いたわけで、他の2名の思いを聞かせてほしい。

石田委員 一人ひとりの各委員から意見を求めるような、そういうことをしてはだめ。これはやはりそれぞれの委員の方の意見をまとめて委員長が報告しているわけだから、その報告によって我々はこのような議論をしているので、3人みんなの意見だと。一人ひとり食い違ったらとんでもないことになる。俺はそこまで混乱させよう思っていなし。大事なことから、ただ、私が先ほど言ったように、どうも●●●さんと●●●さんとのあっせんの状況以前から、打合せしていたというのか、そんな風にとらざるを得ないのさ。どうも照井委員長の説明もちょっとその辺の歯切れの悪さ、それからいま林会長が●●●とのやり取り、ここを推測すると、そんなことはないと言うさ。どうもおかしいなと思う。何か委員長、説明できるのなら説明して。

照井委員 これも人間どうしの話なので、●●●さんはこの場に来るまで●●●さんが申し込んでいるとは思いませんでした。初めて聞きましたという話はしていました。だから、それが嘘を言っているかまでは私はどうにも確認の取りようがないので、ただ、借りている方は、早くに手を付けたいというのが基本だと思います。で、話は前からこのような話は農業委員会の方に売買だとかの話は聞いていた。最終的に出てきたのはあの時期だったので、それから段取りして借りて使う方は大変だという感覚は持っていました。以上です。

酒井委員 私も委員として今回関わっているんで、先ほどの石田委員の意見も十分承知しながらいま発言させていただきます。少し今回の話でみなさんの話を聞いていて、ちょっと今回照井委員の意見に補足するかたちで説明したいのですが、第一回目のあっせん委員でどのようなかたち名簿に声をかけようかと、そういう話の中で終始私たちの意見の中であったのは白糠優先であると、白糠優先だけでも●●●も希望しているようだけど、どうしようかと。伝えるだけ伝えようかと。そういう話し合いをしました。その中で伝えることに関しては、●●●の希望者にも伝えて公平性を維持するためにも、伝える方がいいのではないかと、そういう意見の中でこういったあっせんの幅というか、の人達に声をかけさせていただきます。

2回目の現地を見ながら話す中で、照井委員からも先ほど説明されたような状況の中で、それぞれ分けた方がいいのではとの意見の中でも、その中でも●●●さんが全地希望だし、実際、直接会って話していく中で全地希望であれば、やはり白糠優先を大前提に話を進めていこうという中で午後からの当事者どうしの話し合いがなされました。その中で、中河委員が言われたとおり、代表になっていた●●●さんの意見を聞いたという話の中で、少し話の行き違いがあるという話を聞くにあたって、少し説明不足というか話し合いとして十分な議論がなされていなかったのではないかと、一つ反省するところではありますが、基本的なスタンスとしては私たちは白糠優先でやっていこうと三人で話し合いながら、後は現場で話を聞いていこうというところで、行ったのです。今回のみなさんの意見を覆すわけではありませんが、そういう背景があったということは補足として、説明させていただきます。以上です。

石田委員

酒井委員の話を聞くと、やはりボタンの掛け違い。ボタン三つある人は、一つ違えばみな違ってしまふ。五つあっても、一つ違えばみな違ふ。

道理に叶わないと、こういう議論になる。酒井委員の話を聞くと呼びかけるだけ呼びかけたと言うが、呼びかけられた方は、呼びかけられればそれなりの期待感も持つだろうし、いろいろと調査もするだろうし、白糖のそういう状況がどうなっているか。呼びかけることには特別どうってことはないけれども、やはり問題は本当に●●●が全地希望しているのか。その調査が足りなかったと思う。説明されれば、こっちが半分、こっちが半分と言われれば、まあそれをごり押しすれば、それで状況が変わったかもしれない。でも、そういう状況というのは、いま推測だけれどもどうだったのか。やはりあっせん委員会でそういうふうにかっちが●●●こっちが●●●さんと言われれば、それはのまざるを得なかったのではないか。そういうやり方ということが、選考のしかたということにいま議論されている。ちょっと配慮が足りなかった感じがする。

中河委員

同じようなことになるかもしれませんが、あっせん委員長が●●●の将来のことを考えてこういうふうにしたということですから。だからその辺がどうも釈然としない。それがあっせん委員長が考えることなのか、●●●が考えることなのかを判断しなければいけないし。よその町村のこれからの将来のことも考えなければいけないのかと言われると、まだ私にはそこまでの余裕もないし、できるだけ白糖の生産を上げる、それだけでなくも一次産業、一次産業の振興と再興ということを我が町は抱えているわけですから、それに寄与するためにはどうしたらいいのかと考えると、やはり首を傾げざるを得ない。ただ、これはいつまでもこのようなことを言ってもだめなので、そろそろ結論を出すというかたちにしてもらいたいと思います。

石田委員

どちらにしても禍根を残す。この件については。最後は賛否を取るしかないのだけど、総会だから。ただ、どちらにしても禍根を残す。すんなり割り切れる話ではないでしょう。腹ぶちまければ、こんなの賛成できる話ではない。原理原則からずれている。でもさ、よその町村の●●●のどのような人かは●●●さんは知らないけれども、ここは百歩譲って、先ほど委員長が言った内容について合意するしかないのでは。そうでないと、●●●さん側にすると、経過はどうだか知らないが、でも白糖農業委員会とは何なのだとする。前代未聞なのだからこれも。でも我々にも百歩譲ったりすることも仕方がないのかなど。我々農業委員会があっせん委員を選んだのだから。我々にも責任がある。裏を返せば。そういう面からいってさ、私はこの場は何とか委員長の案に仕方がないから、二度とこのようなことがあってはだめだ。そういうことも含めて、きちっと事務局に、そういうものを、この議論というものは大事な議論をしているわけだから、やはり議事録に残しておかなければならない。だから休憩はだめだと言っている。私は百歩譲って止む無し。委員長の案に反対もしないし賛成もしない、中立。でも通すしかない。ここで否決をしたらどうなるのか。なると思うよういまの数からいくと。私はそういうことです。

中河委員

石田委員がそのように言われたのですが、私としては断固反対します。

現実に行われていることが、先ほども肥料を持っているような話をしました。ここはまずは納得できない。総会を待たずしてやっているわけですから白糖の農業委員会を軽視しているというか軽んじている。ここがまず第一。それからあっせん委員長が言われた説明が●●●に対して説明した場合にきちんとした説明になるのか、ここが第二点。

第三点は、これからの農業を考えて、やはり第一はグローバル化と大きく考えなければいけないのですが、でもやはり第一は白糖のことを考えなければならぬのが責務だと、これは白糖の農業委員でありますから。今回のことが、石田委員が言われているとおり百歩譲ってということになるのであれば、私としてこれは農業委員ははっきりと言って失格。やっていられない。周りから見たら恐らくそのようになると思います。よくやったとはならないと思う。白糖の農業をやはり第一に考えなければならぬ。その中でこのようなことが、やはりこれからのことでは私は納得いきません。これは断固反対します。要するに農業委員会を軽んじられている。そこは第一重く考えてもらわないと、そしてこの中で議論をしてその結果が報告されるまでだから、その結果を考えて物事が進むわけでしょう。それを無視してやられていることに対して、先ほどから憤りというかあまりにもひどい。やはり白糖の農業委員会を考えるとよく考えていただきたいと思う。これどうですかと言われたら反対します。以上です。

議長

例えばいいかどうかわからないですけれども、あくまでも今回のこれあっせんなわけですから、3条の相対でやるのであれば、何も口を挟まないのですが、まして●●●に関わりある人間ですので●●●本当はもっと言いたいけれども我慢をしている。●●●さんが良い悪いというよりも、満足して●●●さんはあっせんを終了している。●●●は願ったにもかかわらず半分しか当たらなかった。何でと言われても私は答えられなかった。こういうあっせんを残していいものなのかとずっと悩んで、どう結果を出していいのかも、いい案が浮かばないし、認めた方がいいのかどうなのかを非常に難しい問題だと思っています。

斉藤主幹

事務局から少しいいのですか。例えば決をとる場合なのですが、いま会長、議長がお話されたように、●●●の関係者なので、決を採る、採決をとる立場ではないのです。例えばどうしても決をとるのであれば、議長を交代した上で、決をとるしかないのかなと思っています。

その場合は、具体的に職務代理者。あっせん委員長でもあるのですが、決をとるのであれば、議長を交代した上で、決をとるようなそういう議事進行になってしまいます。

まず、それ自体を諮らなければなりません。

決ですから、賛成反対の討論自体を採決としてとるかどうかを諮って、もし決をとるとなれば、議長を交代した上であらためて決をとるようなそういう手法になるのではないかと考えています。

石田委員

いま私は百歩譲ってということなのだけど、中河委員はいわゆる白糖町農業委員会の名誉にかけてもというように、そうはっきりは言わないが、それに近い発言なので、二つに分かれたわけだから。これは決をとるしかないのでは。そういう方向で検討したほうがいいと思うよ。

- 議長 それでは、時間も経過していますので、この辺で採決をとるということ
でよろしいでしょうか。
- 《「はい」と言う者あり》
- ここで議長の交代をします。
暫時休憩します。
- 《林会長、自席で待機。ただし、発言はしない》
- 職務代理者
(照井委員) 休憩を解き、会議を再開します。
これから討論を行います。
反対討論ありますか。
- 中河委員 今回の件については、先ほどから私が言っている意見としては認めら
れない。その理由として、すでに着工しているのがあります。これは事業
で言えば事前着工みたいなものですから、到底認められるものでもない
し、あとこれからのことを考えるというあっせん委員長の言葉だったの
ですが、それは委員長が考えるのではなくて当事者である●●●がいい
わけでありまして。それともう一つ大きいのは白糠の農業を考えた場合、ど
ちらの方がというよりも●●●の方が当然必要だということで、私は
このあっせんの案に対して反対します。
- 職務代理者
(照井委員) 他に反対の討論ありますか。
- 《なし》
- 次に賛成の討論はありますか。
- 酒井委員 今回は賛成の立場です。わたしたちあっせん委員としていろいろな現
場の中で話し合う中で、決して白糠を軽視をしてきたわけではなく、あく
までも当事者どうしの話し合いの中で、結論としてこういうかたちの結
論がでてきております。あっせん委員として責任をもってその場で話を
決めてきたものですので、しっかりみなさんの意見を伺いますが、あらた
め賛成の意見ということでさせていただきます。
- 職務代理者
(照井委員) そのほかにありますか。
- 石田委員 賛成討論とか反対討論はわかるけれども、いま酒井さんの話は当たり
前なのです。あっせん委員なのだから。討論ではない。自分の考えを言っ
ただけなので、申し訳ないけれども。いまの流れから言って賛成討論が
できるような状況ではない。委員長も賛成討論と言うけれども、何か賛成す
るための賛成の意見を取り付けようとしているように取らざるを得な
い。
- 職務代理者
(照井委員) そのような意見なので、討論はこれで終わりということでもいいですか。
- 《なし》
- 返事がないということはよろしいということで、よろしいですか。
- 《なし》
- それではこれから本案を採決いたします。

採決の方法は、会議規則12条により挙手によって行います。

お諮りいたします。報告第18号「農用地等のあっせん結果」につきまして、賛成の方は挙手願います。

《挙手多数》

賛成多数のため、報告第18号につきましては、原案のとおり承認いたします。

暫時休憩します。

《暫時休憩、●●●入室》

《議長交代》

議長

会議を再開します。

日程第5 議案第97号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第97号「合意解約通知の成立状況の確認」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

令和2年5月25日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

解約形態は合意解約であります。解約の事由は経営規模縮小のため解約になりました。

以上、議案第97号の説明とさせていただきます。

議長

議案第97号の質疑をお受けいたします。

石田委員

解約するという事は、佐藤さんの土地はどうなるのか。

斉藤主幹

借主である●●●さんが体調を崩されまして、今後農業経営に不安をもっているということで、●●●さんは自身の自留地も持っています。賃貸があるのが、●●●さんの土地を賃貸で借りているのですが、これを解約する。解約後の農地の取り扱いにつきましては、次の借りてくれる方は交渉中です。ほぼまとまりかけていますので、順調にいけば6月の総会で賃貸契約、ただ、●●●さん自留地がある。そこについては検討課題としてこちらで進めています。

議長

他にありませんか。

《なし》

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第97号につきましては、原案のとおり可決いたします。

日程第6 議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、一度退席していただきたく存じます。

暫時休憩いたします。

《●●●退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和2年5月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の●●●様の所有地は●●●の土地を含め●●●合計面積が●●●

借賃につきましては、反当たり●●●になります。

以上、議案第98号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。

中河委員お願いします。

中河委員

5番 中河です。

許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま

議長 議案第98号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩、●●●入室》

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 議案第99号「農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。

なお、議案中、号別2につきましては、●●●は会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与することに制限がありますので、あらかじめ●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたいと思います。

先に、号別1についてご審議をいただき、審議が終了しましたら、議長の交代をします。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第99号「農用地利用集積計画の決定」

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和2年5月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、

譲渡人 ●●●

譲受人 ●●●

号別2、

譲渡人 ●●●

譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

農用地利用集積計画の決定（所有権移転）

農地保有合理化事業の5年間の賃貸借後の売買であります。

号別1の土地の所在地は●●●のほか、●●●面積は●●●利用目的は畑で使用し、売渡価格は当時あっせん等を通じ、●●●の買入れ協議で成立した金額●●●

また、利用集積の公告は6月1日を予定しております。

以上、議案第99号 号別1の説明とさせていただきます。

議長

ただいま説明のありました、議案第99号の号別1の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
それでは、ここで私は会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与することに制限がありますので、あらかじめ●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたく存じます。
照井委員、お願いいたします。
暫時休憩します。

《●●●退席》

職務代理者(照井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 説明します。号別2の土地の所在地は●●●面積は合計で●●●また、利用集積の公告は6月1日を予定しております。
以上、議案第99号 号別2の説明とさせていただきます。

職務代理者(照井委員) 議案第99号中、号別2について質疑をお受けします。

(出席委員) (なし)

職務代理者(照井委員) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者(照井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第99号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩、●●●入室》
《議長交代》

議長 会議を再開します。

日程第8 議案第100号「農用地利用集積計画の作成の要請」について議題といたします。

なお、議案中、号別1、4、6、9、11、13、14につきましては、●●●号別3は●●●が会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、先に号別3についてご審議をいただき、それが

終了しましたら、号別2、5、7、8、10、12、15、16についてご審議をいただき、審議が終了しましたら、議長の交代をします。

それでは、号別3につきまして先に審議いたしますので、恐れ入りますが、●●●一度退席願います。

暫時休憩します。

《●●●退席》

会議を再開します。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第100号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和2年5月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別3であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間になります。

地図と議案を交互に参照していただきながら、審議していただきたく存じます。

以上、号別3の説明とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第100号中 号別3の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

《●●●入室》

会議を再開します。

●●●にお伝えします。

議案第100号 第3号につきましては原案のとおり決定しました。

次に、号別2、5、7、8、10、12、15、16についてご審議をいただき、審議が終了しましたら、議長の交代をします。

齊藤主幹 それでは、別紙の地図を参照にさせていただきながら、議案の説明をさせていただきます。

号別2であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の3年間。

号別5であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間。

号別7であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間。

号別8であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の3年間。

号別10であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間。

号別12であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間。

号別15であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の6年間。

号別16であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の6年間。

以上、号別2、5、7、8、10、12、15、16の説明させていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第100号中 号別2、5、7、8、10、12、15、16の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

それでは、ここで●●●は会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、あらかじめ●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたく存じます。

照井委員、お願いいたします。
暫時休憩します。

《●●●退席》

職務代理者 (照井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 それでは、議案第100号中 号別1、4、6、9、11、13、14の説明をさせていただきます。借受人はすべて●●●様となっておりますので一部説明を省略させていただきます。

号別1であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の9年間。

号別4であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の9年間。

号別6であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の9年間。

号別9であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の9年間。
号別11であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の9年間。
号別13であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の6年間。
号別14であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の6年間。
以上、議案の説明させていただきます。

職務代理者 議案第100号中、号別1、4、6、9、11、13、14について質疑をお受
(照井委員) けします。

(出席委員) (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
(照井委員) これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(照井委員) よって、原案のとおり決定いたします。
それでは、ここで議長を交代します。
暫時休憩します。

《暫時休憩、●●●入室》

《暫時休憩、議長交代》

議 長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9 議案第101号「現況証明願い」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第101号「現況証明願い」。
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、
証明について本会の審議を求める。
令和2年5月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、願出人●●●

号別2、●●●

号別3、●●●

号別4、●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●面積は●●●公簿地目は「牧場」であります。
土地の所有者は●●●様で願出人と同じであります。願い出理由は地目
変更です。

号別2であります。所在地は、●●●面積は●●●公簿地目は「畑」で

あります。土地の所有者は●●●様で願出人と同じであります。願出理由は地目変更です。

号別3であります。所在地は、●●●面積は●●●公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●で願出人と同じであります。願出理由は地目変更です。

号別4であります。所在地は、●●●面積は●●●公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●様で願出人と同じであります。願出理由は地目変更です。

以上、議案第101号の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員長の松本委員より調査報告をお願いします。

松本委員 4番 松本です。
現況調査の結果について報告します。
5月13日、私と石田委員、對木委員の3名において現地を確認いたしました。
号別1から4の申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長 それでは、議案第101号についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第101号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもって、第28回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時間 午後3時25分)